

税制の組み合わせ

減税制度の併用の可否は以下の通りです。減税制度によって、併用できない場合がありますので注意が必要です。

		所得税										固定資産税				
		投資型減税					ローン型減税					【J】住宅ローン減税	【K】耐震	【L】バリアフリー	【M】省エネ	【N】長期優良住宅
		【A】耐震	【B】バリアフリー	【C】省エネ	【D】同居対応	【E】長期優良住宅化	【F】バリアフリー	【G】省エネ	【H】同居対応	【I】長期優良住宅						
所得税	投資型減税	【A】耐震	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		【B】バリアフリー	○	○	○	○	×	×	×	×	×					
		【C】省エネ	○	○	○	※	×	×	×	×	×					
		【D】同居対応	○	○	○	○	×	×	×	×	×					
		【E】長期優良住宅化	※	○	※	○	×	×	×	×	×					
	ローン型減税	【F】バリアフリー	○	×	×	×	×	○	○	○	×					
		【G】省エネ	○	×	×	×	×	○	※	×	×					
		【H】同居対応	○	×	×	×	×	○	○	○	×					
		【I】長期優良住宅	○	×	×	×	×	○	※	○	×					
		【J】住宅ローン減税	○	×	×	×	×	×	×	×	×					
固定資産税	【K】耐震	○										×	×	※		
	【L】バリアフリー	○										×	○	×		
	【M】省エネ	○										×	○	※		
	【N】長期優良住宅	○										※	×	※		

表の見方の例 ●所得税の控除は固定資産税の減額と併用することができます。●【A】耐震リフォームの投資型減税は、他の投資型減税は、他の投資型減税【B】・【C】・【D】・【E】、ローン型減税【F】・【G】・【H】・【I】及び【J】住宅ローン減税の制度と併せて所得税の控除を受けることができます。

*【E】長期優良住宅化リフォームの投資型減税は、【A】耐震リフォーム又は【C】省エネリフォームと併せて行う必要があります。

【I】長期優良住宅化リフォームのローン型減税は、【G】省エネリフォームと併せて工事を行う必要があります。

【N】長期優良住宅化リフォームの固定資産税は、【K】耐震リフォーム又は【M】省エネリフォームと併せて工事を行う必要があります。